

第2章

退職後の生活設計

公務員の年金制度

※令和8年4月時点の法令に基づきます。

1 現在の公的年金制度

現在の公的年金制度は、国民年金制度と厚生年金制度の二つに大別されます。

国民年金制度は、国民全員が加入する「基礎年金（国民年金）」です。

厚生年金制度は、民間サラリーマンや公務員等の被用者を対象として、報酬に比例した年金が「厚生年金」として支給されるものです。

この2つの公的年金制度は、【図2（次ページ）】にあるように全国民に共通した基礎年金（国民年金）と、上乗せ制度である厚生年金の2階建てになっています。さらに、「厚生年金基金」、「年金払い退職給付（退職等年金給付）」があり、3階建ての体系となります。

なお、平成27年10月の被用者年金一元化まで、公務員は独自の共済年金が支給されていました。被用者年金一元化後は厚生年金に統合され、公務員独自の3階部分である職域年金相当部分は廃止されました。ただし、平成27年9月30日までの共済組合期間に応じて、受給開始年齢から「経過的職域加算額」として支給されます。また、新たに創設された「年金払い退職給付（退職等年金給付）」は、平成27年10月以降の共済組合期間に応じて支給されます。

基礎年金（国民年金）と厚生年金は給付の事由により老齢、障害、遺族の3つの種類があり、受給するにはそれぞれ一定の要件があります。

【図1】給付事由ごとの公的年金

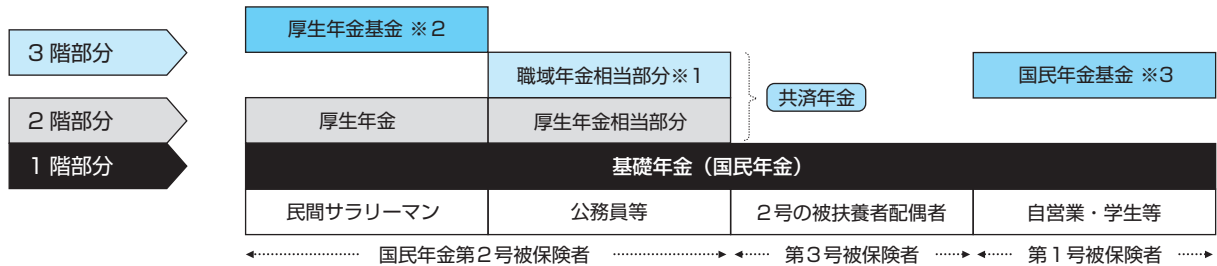
	基礎年金（国民年金）	厚生年金
老齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金
障害	障害基礎年金	障害厚生年金
遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金

被用者年金一元化以降もこれまでどおり、公務員共済組合期間の厚生年金は、最後に加入する共済組合が決定・支給します。

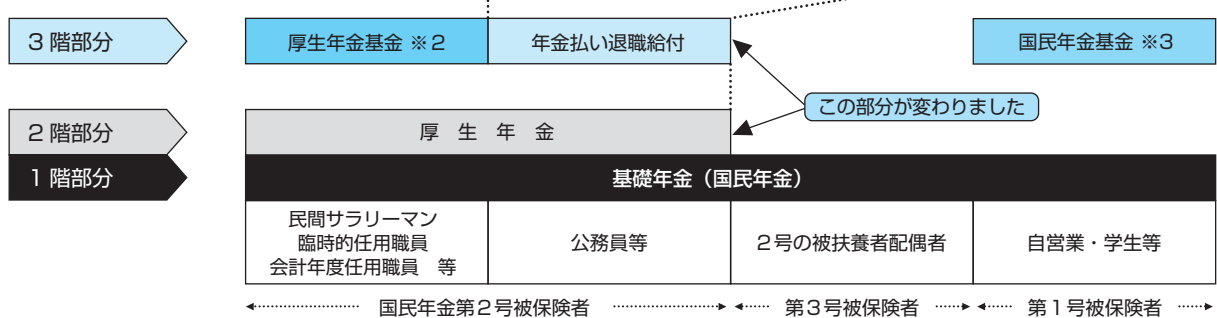
また、老齢基礎年金と民間等の厚生年金は日本年金機構が、私学共済組合期間の厚生年金は私学共済組合が、それぞれ決定・支給します。

【図 2】 公的年金の体系

◎一元化前（平成27年9月まで）



◎一元化後（現在）



- ※1 一元化後、新たに創設された「年金払い退職給付」は、終身退職年金及び有期退職年金で構成されており、原則として65歳から支給されます。また、経過措置として、一元化までの組合員期間に応じた職域年金相当部分が「経過的職域加算額」として支給されます。
- ※2 厚生年金基金は、事業主が設立し（任意）、その事業所の被用者が加入となります。
- ※3 国民年金基金は、国年法で規定されていますが、任意加入の私的年金です。

2 老齢基礎年金（国民年金）

老齢基礎年金は、国民年金法に規定する期間（第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者）が10年以上ある方が、65歳に達したときから支給されます。

年金額は、その方の加入月数に応じて計算されます。例えば20歳から60歳までの40年（480月）の加入期間のある方の老齢基礎年金額は、満額の847,300円（令和8年度の新規裁定者）です。

◎令和8年度の老齢基礎年金の額は以下のとおり算出できます。

847,300円 × 加入月数 / 加入可能月数（480月）

3 老齢厚生年金

老齢厚生年金は65歳から受給できます。受給するためには、下記要件を満たす必要があります。

- ア 1ヵ月以上の厚生年金加入期間があること。
- イ 公的年金制度の加入期間（公務員・私学共済、厚生年金、国民年金の加入期間）が合わせて10年以上あること。
- ウ 65歳以上であること。

4 60歳からの繰上げ支給

60歳以降であれば、希望により年金を繰り上げて受給することができます。ただし、1月当たり0.4%の割合で減額され、生涯減額されたままの額となります。希望される方は、申し出が必要です。

※昭和37年4月1日以前生まれの方の繰上げ減額率は、1月あたり0.5%です。
（令和4年4月の法令改正）

【図3】繰上げ請求（繰上げ請求日は、60歳以降、受給権発生日の前月までの任意の月）



※全ての公的年金の老齢給付を同時に繰上げ請求することが条件となります。
老齢厚生年金または老齢基礎年金のどちらか一方のみを繰り上げることはできません。

★繰上げ請求の注意点

- ① 一度請求すると、後で取消はできません。
- ② 繰上げ請求をした後は、事後重症による障害年金の請求等はいけません。
- ③ 繰上げ請求をした後は、遺族年金の寡婦年金を受給できません。

繰上げ期間	減額率
5年 (60月)	24.0%
4年 (48月)	19.2%
3年 (36月)	14.4%
2年 (24月)	9.6%
1年 (12月)	4.8%

5 66歳以降の繰下げ支給

老齢年金は65歳から受給開始ですが、繰り下げて66歳以降の希望する月から受給することができます。繰り下げた場合、1月あたり0.7%の割合で増額された年金が支給されます。繰り下げることができる期間は、75歳まで（最高120月×0.7%＝84%の増額）となります。

ただし、加給年金額、在職により支給停止となっている部分の年金に対する増額はありません。

6 経過的職域加算額と年金払い退職給付

(1) 経過的職域加算額（共済年金の職域年金相当部分）

平成27年10月以降、被用者年金制度一元化により、共済年金に含まれていた職域年金相当部分は廃止されました。しかし、平成27年9月までの公務員期間に応じ「経過的職域加算額」として共済組合が年金を支給します。平成27年10月以降のみの公務員期間を持つ方には支給されません。

(2) 年金払い退職給付

平成27年10月以降の一般組合員期間に応じて支給される「年金払い退職給付」は、新たに創設された民間の企業年金に相当する給付です。

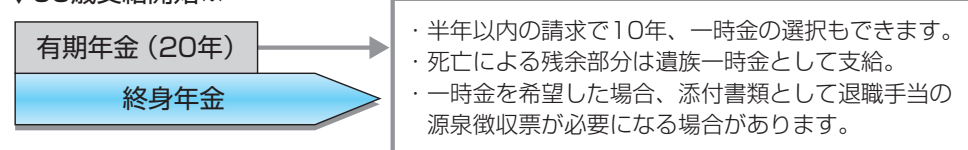
保険料は、組合員と雇用者が折半で積み立てます。

年金払い退職給付は、退職年金・公務障害年金・公務遺族年金の3種類の給付があります。

退職年金の支給開始は65歳からで、積み立てた額の1/2が終身年金、1/2が有期年金として支給されます。【図4】一般組合員期間が10年未満の場合は、終身・有期年金とも積み立てた額の1/4が支給されます。

【図4】年金払い退職給付（退職年金）

↓ 65歳支給開始※



※65歳到達時に公務員共済の一般組合員である場合には、退職後に支給開始となります。

●職域年金相当部分と年金払い退職給付の相違

	職域年金相当部分	年金払い退職給付
年金の性格	公的年金である共済年金の一部 (社会保障制度の一部)	退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)
財政方式	賦課方式 現役世代の保険料で受給者の給付を賄う。	積立方式 将来の年金原資をあらかじめ保険料で積み立てる。
給付設計	確定給付型 現役時代の報酬の一定割合という形で給付水準を決める。	キャッシュバランス型 加入者ごとに「仮想個人勘定」を設け、国債利回り等に連動する形で給付水準を決める。
保険料率	保険料率の上限なし	保険料率の上限（1.5%）を法定

7 過去に退職一時金を受けた方

昭和54年12月31日までに公務員を退職し、退職一時金を受給している場合、公務員期間を合算して20年以上になる方は、受領した一時金に利子(年利5.5%複利、平成13年4月1日以降の期間に係る利率はその年により変動)を付して返還していただくことになっています。これにより、年金計算の際に退職一時金を受給した期間も算入されます。

該当する場合は、必ず返還となります。返還方法は、年金の各支給月における支給額から2分の1の額を、完了するまで控除若しくは一年以内に一括又は分割で返還となります。

8 他制度の年金加入期間があるとき

過去に民間会社、私立学校等で勤務または公務員を退職後に再就職で非常勤教員等になるなど、公務員以外の厚生年金期間が1月以上ある方は、支給開始年齢から公務員期間の厚生年金と同時に他制度の厚生年金も請求ができます。

なお、昭和41年4月1日以前に生まれた女性(民間等の厚生年金期間が1月以上あり)は、生年月日に応じて一般厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)の支給開始年齢が、男性や公務員厚生年金より早くなっています。◎P63参照

民間会社での厚生年金加入期間等の確認は、年金事務所にお問い合わせください。
◎問合せ先はP.23

9 再就職による年金額の調整(支給停止等)

年金受給者が再就職して厚生年金保険に加入したときは、収入調整により厚生年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。

(1) 公務員共済以外の厚生年金に加入

・東京都の暫定(定年前)再任用短時間勤務教職員・臨時的任用教職員・非常勤教員等、民間会社に就職して厚生年金保険に加入した場合、あるいは私立学校共済組合の組合員になった場合



収入月額(標準報酬月額、過去1年間の期末手当等の総額の1/12と厚生年金の月額)により、厚生年金の一部又は全部が支給停止となります。【P19 図5】
経過的職域加算額(共済年金の職域年金相当部分)は調整の対象となりませんので全額支給されます。

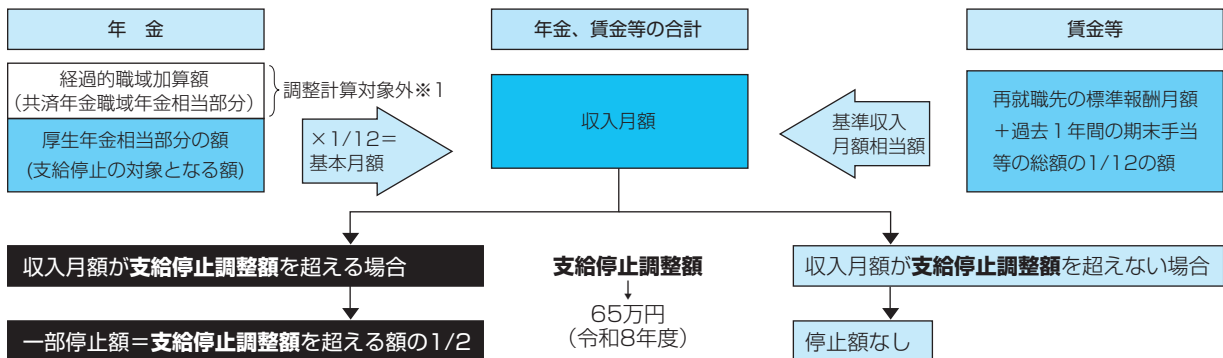
(2) 公務員共済組合に加入

・東京都の暫定再任用フルタイム勤務教職員に任用された場合は、引き続き公務員共済一般組合員となります。



収入月額(標準報酬月額、過去1年間の期末手当等の総額の1/12と厚生年金の月額)により、厚生年金の一部又は全部が支給停止となります。【P19 図5】
公務員共済一般組合員である間は、経過的職域加算額(共済年金の職域年金相当部分)は全額支給停止となります。

【図5】支給停止額のしくみ



※1 暫定再任用フルタイム勤務等で公務員共済一般組合員である間は、全額支給停止

10 年金受給者が雇用保険の給付を受けるとき

65歳未満の老齢厚生年金の受給者が、再就職等により雇用保険の被保険者となり、その後退職をして雇用保険の基本手当（失業給付）を受けるとき、60歳～64歳の厚生年金は全額支給停止されます。

年金受給開始後に基本手当（失業給付）を受けるときは、厚生年金の額と失業給付等の額とを比較してから手続を行う必要があります。

※公務員は雇用保険の適用除外ですが、都の暫定再任用職員・非常勤教員（日勤講師）等は、雇用保険が適用になります。

11 退職時の年金手続

年金を受給するためには、共済組合等へ年金の請求手続をすることが必要です。

請求は、原則として請求者本人が行うこととなっています。

生年月日により、年金受給権発生の年齢が異なるため、手続の時期や提出書類など確認が必要です。

(1) 事務手続について

受給権発生は65歳となるため、年金請求を行うまでの間、年金待機者として公務員期間と報酬記録を登録する必要があります。

ア 退職後引続き公務員（一般組合員）として就職する場合（都道府県の教職員、国家公務員、地方公務員等）

退職時に「資格喪失届書」と「転出（異動）届書」を所属の事務担当者へ提出してください。公務員期間の年金請求については、最後に所属した共済組合で行います。

イ 退職後引続き公務員にならない場合又は公務員（短期組合員）になる場合

退職時に「資格喪失届書」と「退職届書 兼年金待機者登録届書」を提出してください。

(2) 冊子「年金制度と退職後に必要な手続」について

令和8年度に60歳を迎える方には、令和8年8月頃に教育庁福利厚生部給付貸付課年金担当から資料を送付する予定です。

年金は退職後に御自身で請求していただくこととなりますので、配布された資料を御確認ください。

資料は、公立学校共済組合のホームページからもダウンロードできます。

[HP] <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/>



12 年金受給者の報告・手続等

年金を遅滞なく受け取り続けるためには、公立学校共済組合本部等への報告や確定申告などの手続が必要です。

年金受給者となりましたら、年金支払通知書と一緒に年2回（6月・12月）送付される広報誌「年金フォーラム」をご覧ください。適時必要な手続を行うようにしてください。

(1) 年金の支給期月

年金の定期支給月は、2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回で、前々月及び前月分が15日に支給されます（金融機関が休業日の場合は、前営業日です）。

ただし、初回支給は、遅れる場合があります。公立学校共済組合本部から届く年金支払通知書等で御確認ください。

(2) 年金と税金（確定申告）

年金は、障害・遺族厚生年金を除き、所得税法上の雑所得として税金がかかります。

年金の所得税は、「公的年金受給者等の扶養親族等申告書」に基づいて年金支給の際、源泉徴収されます。

年金請求の際に、その年分の「公的年金受給者等の扶養親族等申告書」を提出していただきますが、その後も毎年10月に用紙が送付されますので、必要に応じて提出してください。

また、在職中と異なり給与所得が無い場合、年末調整は行われませんので確定申告が必要です。収入が年金のみの場合、その額によっては確定申告の必要がない場合もありますが、給与所得等がある方、申告書の内容が変わった方は、確定申告を必ず行ってください。

(3) 定期的に必要な報告手続

ア 「公的年金受給者等の扶養親族等申告書」
※「(2) 年金と税金」のとおり

イ 「加給年金額対象者に関する現況届」
加給年金額対象者がいる受給者は、毎年「加給年金額対象者に関する現況届」により、生計維持関係の確認等を行います。対象となる方は、誕生月の末日までに自署し提出をお願いします。

ウ 「診断書」（障害年金受給者）
毎年又は数年ごとに障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書の提出を受けて、障害程度の再認定を行っています。障害年金受給者の方は、診断書が届いたら必ず提出してください。

(4) その他必要な報告・手続

ア 住所変更の届出は、住民基本台帳ネットワークシステムでの確認により、原則不要ですが、外国籍や外国に居住している方、成年後見を受けている方等は「変更届」の提出が必要です。

登録住所の変更処理には4～5か月程度かかりますので、郵便局での転送手続を行うようお願いします。

イ 金融機関、氏名の変更は、「変更届」の提出が必要です。

◆退職後の連絡先はこちら



公立学校共済組合本部
年金相談センター
電話 03(5259)1122
〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 2-9-5

13 障害厚生年金

一般組合員である間に初診日のある傷病により、障害認定日（原則として初診日から1年6月を経過した日）または障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に一定以上の障害状態にある場合に支給される年金です。障害等級は重度のものから1級、2級及び3級に分かれています。この等級は「国民年金法施行令」別表及び「厚生年金法施行令」別表第1によるもので、身体障害者手帳等の等級と一致するものではありません。

請求には国民年金（厚生年金を含む）保険料の納付に未納がないことなど、一定の要件を満たす必要があります。

認定された場合は、在職中か否かにかかわらず請求できます。

また、障害等級が1級又は2級の場合は、障害厚生年金に併せて日本年金機構から「障害基礎年金」が支給されます。

なお、障害厚生年金を受給している場合、短期給付の傷病手当金との併給はできません。傷病手当金の額が障害厚生年金より多い場合は年金との差額が支給されます。

14 遺族厚生年金

一般組合員や一般組合員であった方が死亡したとき、その遺族に支給される年金です。

下記のア～エの要件のいずれかに該当する方の遺族で、その方と生計を共にし、かつ恒常的収入が850万円（所得額では655万5千円）未満で次表の範囲の方が遺族として請求できます。

請求には厚生年金保険料の納付に未納がないことなど、一定の要件を満たす必要があります。

ア 一般組合員が死亡したとき。

イ 一般組合員であった方が退職後に、組合員である間に初診日がある傷病により、当該初診日から5年以内に死亡したとき。

ウ 障害等級1級又は2級に該当する障害年金の受給権者が死亡したとき。

エ 老齢厚生年金、退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金の受給権者又は一般組合員期間等が25年以上である方が死亡したとき。

順位	遺族	摘 要
1	配偶者及び子	●夫は55歳以上 ●子は18歳到達の年度末まで又は障害の等級が1級・2級で20歳未満
2	父母	55歳以上
3	孫	子と同じ
4	祖父母	父母と同じ

※遺族共済年金の受給権者が失権したとき、次順位の方に引き続き支給される「転給制度」は、平成27年10月以降廃止されました。

※遺族年金は、令和10年4月に制度改正されます。改正の概要は「福利厚生ハンドブック」（令和8年度）P.48、49を参照してください。

15 年金の併給調整

給付事由（老齢・障害・遺族）の異なる複数の年金を受ける要件を満たしても、原則としていずれか一つの年金を選択して受給することになります。

この原則は、全ての公的年金制度に適用されます。

例えば、障害厚生年金を受けている方に老齢厚生年金の受給権が発生した場合は、どちらか一つを選択して受給することになります（一方は支給停止）。

なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金のように給付事由（老齢）が同じ年金は、それぞれの年金制度加入期間に応じた年金が両方とも受給できます。



ねんきん定期便

被用者年金制度一元化後、全実施機関共通の様式「ねんきん定期便」を年1回、一般組合員及び年金待機者の誕生月末にご自宅に送付しています。

- ◆送付の形式：①節目年齢（35歳・45歳・59歳）の方 ⇒ 封書で通知
②節目年齢以外の方 ⇒ はがきで通知

◆対象となる記録と内容

誕生月（発送月）の2カ月前にその前々月分までの全ての公的年金の加入記録に基づき作成されます。

記載内容：年金加入期間・過去1年間の保険料納付額・老齢年金の見込額（※）

※50歳未満の方＝これまでの加入実績を基に試算

50歳以上の方＝60歳まで加入・延長した試算

60歳以上の方＝「これまでの加入実績」を基にし、60歳以降の期間も含めて試算

◎転入等で新たに一般組合員になった場合は、送付の遅延や直前の実施機関から送付されることがあります。

年金の加入記録・見込額を確認するには

ねんきんネット

（すべての実施機関の見込額が掲載）

日本年金機構が運営するサイトです。加入記録や見込額を確認するには、マイナポータルからのご登録または「ねんきんネットのユーザーID取得」のいずれかが必要です。ねんきんネットのトップページにアクセス後、年金記録を確認する→月別の年金記録を確認する→4.年金見込額 の順に進み、内容をご確認ください。

年金機構HP



公立学校共済組合 マイナ手続きポータル

（公務員共済期間に係る見込額が掲載）

公立学校共済組合本部が提供するサイトです。ホームページから、「公立学校共済組合マイナ手続きポータル」に移動できます。加入記録や見込額を確認するには、マイナンバーカードと、スマートフォンまたはICカードリーダーの付いたパソコンが必要です。

本部HP



年金相談コーナーの御案内

今後の生活設計にお役立ていただくために、年金・退職手当・医療保険について、一般組合員を対象に各担当者が個別に説明をします。予約制（03-5320-6828）となりますので、相談希望の1週間前までにお申し込みください。

※詳細は、「福利厚生ハンドブック」（令和8年度）P.47をご覧ください。

主な問合せ先一覧

1 現職者（一般組合員） <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/>

公立学校共済組合東京支部（給付貸付課年金担当）
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話 03-5320-6828
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～12時，13時～17時

2 退職者（公立学校共済組合の年金受給者等） <https://www.kouritu.or.jp/>

公立学校共済組合本部（年金相談窓口）
〒101-0062 千代田区神田駿河台2-9-5 電話 03-5259-1122
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時30分

3 私立学校教職員共済制度 <https://www.shigaku.go.jp/>

日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部
〒113-8441 文京区湯島1-7-5 電話03-3813-5291
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9時～17時15分

4 日本年金機構（旧 社会保険庁） <https://www.nenkin.go.jp/>

国民年金、厚生年金及び年金に関しての一般的な問合せ先
ねんきんダイヤル 電話0570-05-1165（ナビダイヤル）又は03-6700-1165（一般電話）
月曜日午前8時30分から午後7時、火曜日から金曜日午前8時30分から午後5時15分、第2土曜日午前9時30分から午後4時

年金事務所	電話番号
東京	千代田 03-3265-4381
	中央 03-3543-1411
	港 03-5401-3211
	新宿 03-3354-5048
	杉並 03-3312-1511
	中野 03-3380-6111
	上野 03-3824-2511
	文京 03-3945-1141
	墨田 03-3631-3111
	江東 03-3683-1231
	江戸川 03-3652-5106
	品川 03-3494-7831
	大田 03-3733-4141
	渋谷 03-3462-1241
	目黒 03-3770-6421
	世田谷 03-6844-3871
	池袋 03-3988-6011
	北 03-3905-1011
	板橋 03-3962-1481
	練馬 03-3904-5491
東京	足立 03-3604-0111
	荒川 03-3800-9151
	葛飾 03-3695-2181

年金事務所	電話番号
東京	立川 042-523-0352
	青梅 0428-30-3410
	八王子 042-626-3511
	武蔵野 0422-56-1411
	府中 042-361-1011
埼玉	浦和 048-831-1638
	大宮 048-652-3399
	春日部 048-737-7112
	川越 049-242-2657
	熊谷 048-522-5012
	越谷 048-960-1190
	秩父 0494-27-6560
	所沢 04-2998-0170
	市川 047-704-1177
	木更津 0438-23-7616
千葉	佐原 0478-54-1442
	千葉 043-242-6320
	船橋 047-424-8811
	松戸 047-345-5517
	幕張 043-212-8621
	大月 0554-22-3811
	甲府 055-252-1431
山梨	竜王 055-278-1100

年金事務所	電話番号
神奈川	厚木 046-223-7171
	小田原 0465-22-1391
	川崎 044-233-0181
	港北 045-546-8888
	相模原 042-745-8101
	高津 044-888-0111
	鶴見 045-521-2641
	平塚 0463-22-1515
	藤沢 0466-50-1151
	横須賀 046-827-1251
茨城	横浜中 045-641-7501
	横浜西 045-820-6655
	横浜南 045-742-5511
	下館 0296-25-0829
	土浦 029-825-1170
群馬	日立 0294-24-2194
	水戸北 029-231-2283
	水戸南 029-227-3278
	太田 0276-49-3716
	桐生 0277-44-2311
群馬	渋川 0279-22-1614
	高崎 027-322-4299
	前橋 027-231-1719